商 品 名	個 人 ロ ー ン
ご利用いただける方	・当金庫の営業区域内に居住する方、または当金庫の営業区域内に住所を有する事業所に勤務する方。 ・満 20 歳以上の方。 ・安定した収入がある方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・上記条件を満たし、かつ当金庫が融資することを認めた方。
資金使途	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金（事業資金・株式取得資金・投機的資金・転貸資金・税金支払資金・旧債返済資金は除く）。
融資金額	・1 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
融資期間	・3 カ月以上 10 年以内（1 か月きざみ）
融資利率	・固定金利（融資時の利率を完済時まで適用） ・当金庫所定の利率を適用します。 ・取引実績により優遇金利の適用があります。なお、他の金利優遇との重複適用はできません。（詳しくは、当金庫の本支店までお問合せください）
返済方法	・元利均等返済方式 月々決まった金額（元金＋利息）を返済する方法 ・「毎月返済」と「毎月返済とボーナス月増額返済の併用」からお選びいただけます。 ※ボーナス月増額返済に充てることができるのは融資金額の 50%以内です。 ※ボーナス月増額返済は、6 か月ごとの指定月にしていただきます。 ・融資時から 6 か月まで元金返済の据置（利息は毎月支払い）ができます。 ・返済日が当金庫窓口休業日の場合は翌営業日となります。
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金の保証付きで保証人・担保は必要ありません。
保証料	・保証会社へ支払う保証料は融資利息に含まれています。
手数料	・1,100 円（税込）
ご用意いただく 書類	・本人確認書類 運転免許証（原則） ※運転免許証を取得していない場合 ・個人番号カード ・運転経歴証明書 ・写真付住民基本台帳カード ・パスポート ・健康保険証と住民票抄本や公共料金領収書等の組み合わせ ・日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、次のいずれかの書類 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本(在留資格の記載があるもの) ・公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控のいずれか。（但し、保証金額 100 万円以 下の案件は不要） ・見積書・注文書・請求書等。ただし、申込金額が 100 万円以内の場合は、パンフレットでも可。資金使途の書類がない方は窓口にご相談ください。

裏面に続く

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または企画部(9時～17 時、電話:0470-29-3012)にお申し出ください
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記企画部または全国しんきん相談所(9時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください
その他参考事項	・現在の融資利率・保証料率は当金庫の本支店までお問合せください。 ・お申込みに際しては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。	

館 山 信 用 金 庫　　（令和 06 年 12 月 02 日現在）